

## 役員報酬等の支給規程

(役員出張旅費)

**第1条** 社会福祉法人日頃市保育会の役員が出張したときの旅費は、日頃市保育園の旅費規定を準用する。

**第2条** 選任・解任委員、評議員、理事会及び監事の監査等の出席日当は、一回につき3,000円とする。

但し、現行支給困難となった場合は、理事会で審議し、その解決を見ることにする。

附 則

この規定は、平成6年10月20日より実施する。

この規定は、平成26年10月1日より実施する。

この規定は、平成29年3月8日より実施する。